

国民のための職業紹介

～ハローワーク特区等の成果と課題の検証を踏まえて～

平成27年9月28日

全国知事会 副会長・地方分権推進特別委員長 平井伸治

一体的実施、ハローワーク特区等の成果と課題

成果

- ①利用者一人一人の状況に応じたきめ細かく、就職相談から職業紹介まで一貫したサービスの提供ができる
- ②職業紹介のみならず、生活・子育て支援等求職者に対する総合的な支援の提供ができる
- ③駅近接地等の身近な場所で、託児サービス等の利用しやすい環境をつくることで継続的な支援ができる

などハローワークを地方移管した場合と同様の効果がある一方で、
→ **国と地方自治体の寄合所帯であるがゆえの課題があることは事実!**

課題

- ①ルール統一や意思疎通・調整が円滑に進まないため、国側と県側で利用者情報の共有が不十分であったり、利用者が説明に二度手間を要している
- ②ハローワークでの就職実績の県側への提供が十分でないため、就職相談に来られた方のその後の状況を把握することができない
- ③国側サービスの拡大が進まないため、雇用保険や職業訓練の手続きは、改めてハローワークに足を運ばなければならない
- ④特区においても知事の指示権や労働局の判断・対応には限界があり、予算を伴う職員体制の変更等は困難である

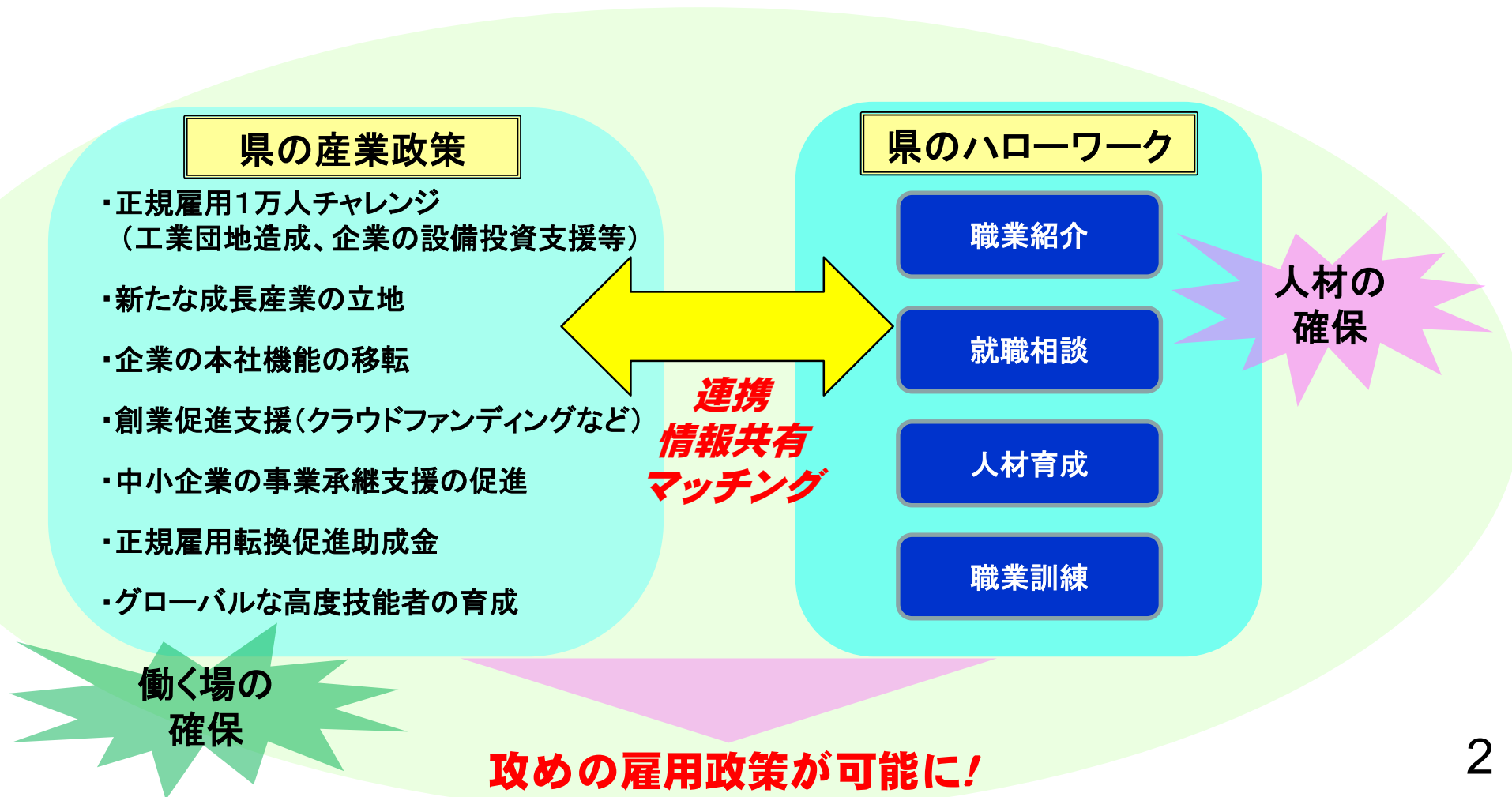
地方移管により解決可能

ハローワークの地方移管でこう変わる①

企業誘致や新産業育成など産業政策と一体化した雇用政策の展開

積極的な産業政策で働く場を確保しても人手不足などで人材が確保できなければ・・・

→ 地方移管により産業政策と雇用政策の一体化が実現することにより、

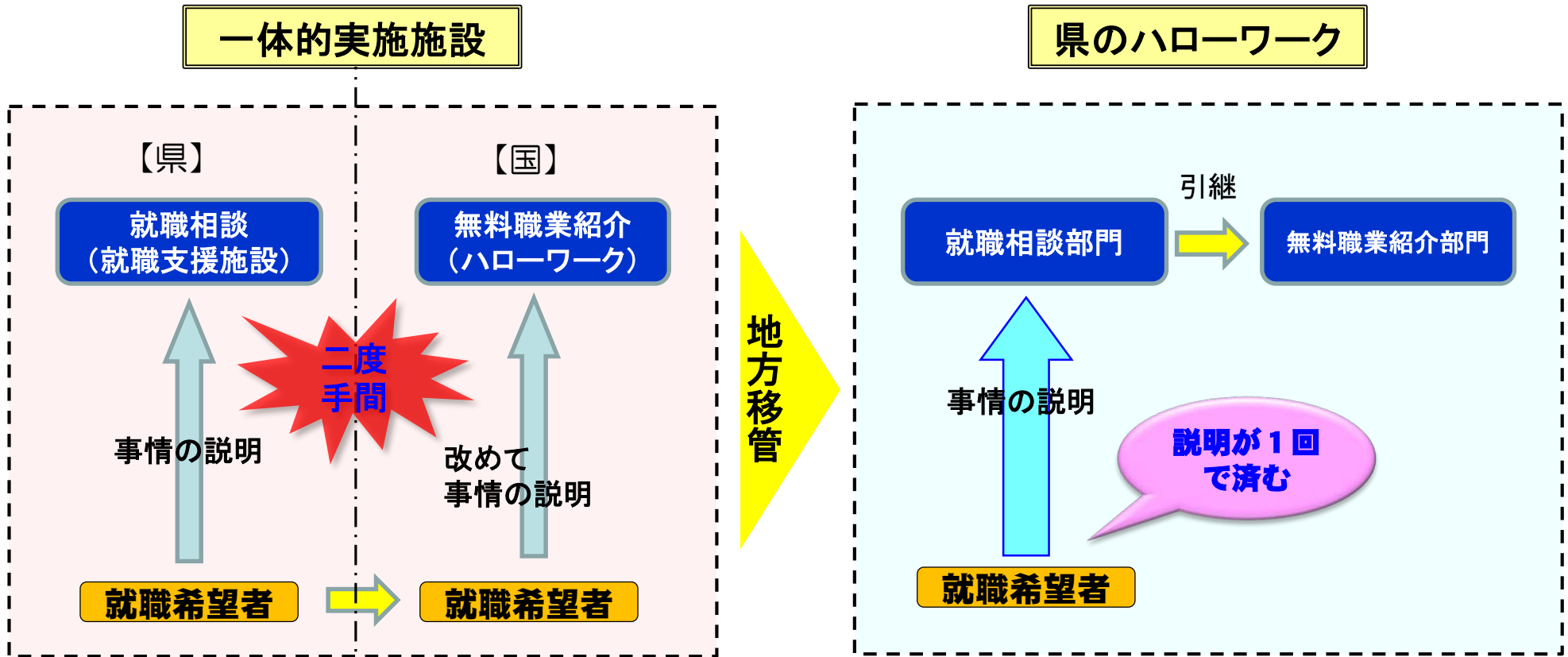


ハローワークの地方移管でこう変わる②

就職相談から職業紹介まで一貫した支援がワンストップで受けられる

一体的実施施設

県のハローワーク



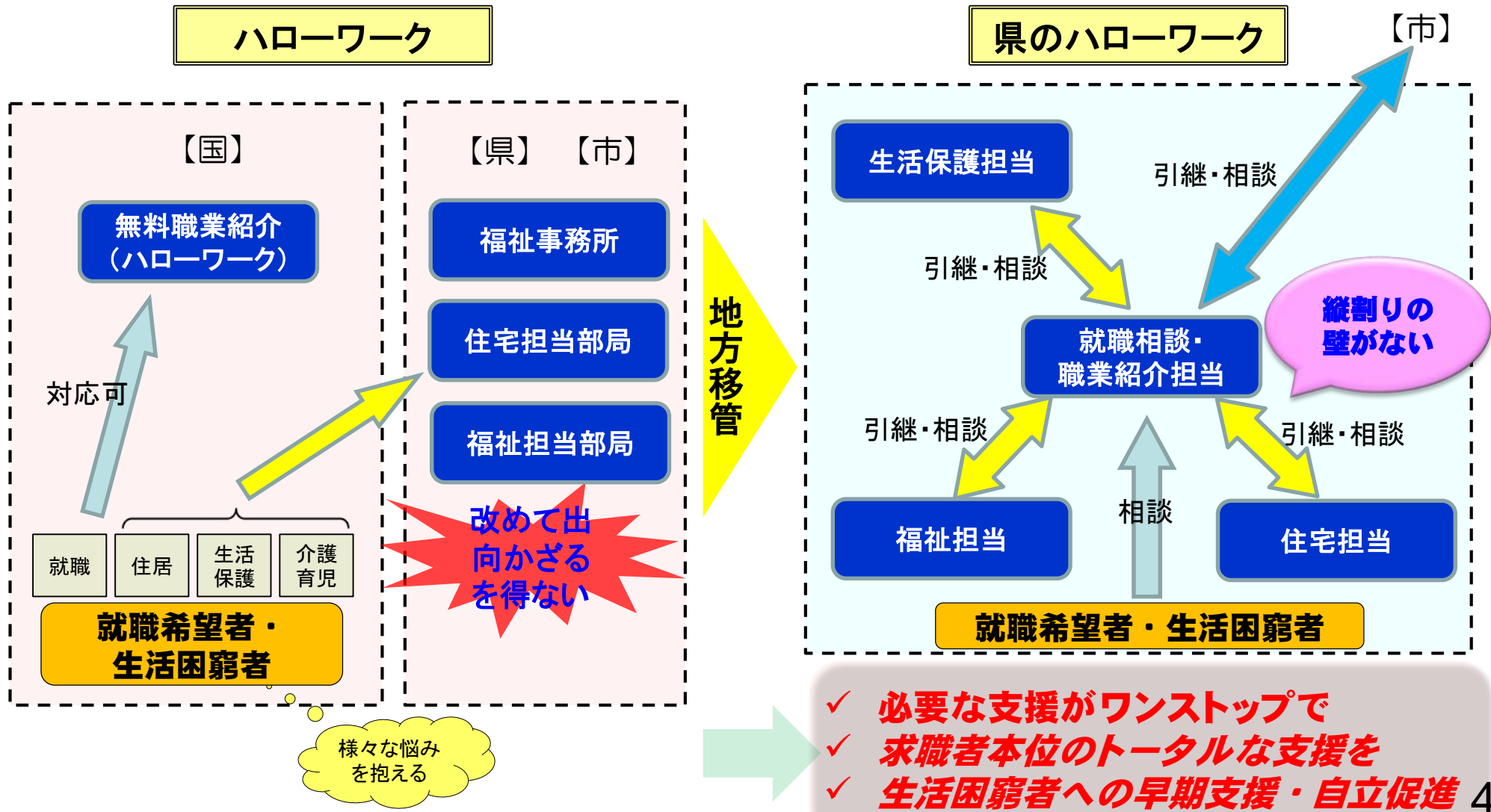
窓口が2つ
わかりづらい!

就職希望者

- ✓ 利用者の負担が軽減!
- ✓ 一貫した手厚い支援が可能に
- ✓ 二重行政の解消

ハローワークの地方移管でこう変わる③

生活支援などのサービスもワンストップで受けられる



ハローワークの地方移管でこう変わる④

より身近な場所での継続的支援が受けられる

<例>鳥取県ふるさとハローワーク境港

- 設置場所 境港市役所1階
- 開所 8時30分～17時15分(月～金曜日)
- 体制 【鳥取県】 就業支援員(2名)
 - … 就業支援、職場定着支援、出張相談
- 【労働局】 職員(1名)、相談員(2名)、求人者支援員(1名)
 - … 職業相談・職業紹介、求人情報検索
- 【境港市】 市庁舎を施設のために無償提供

相談件数(延べ)	H23年度	24年度	H25年度	H26年度
鳥取県	2,956	2,899	2,693	2,120
労働局	5,176	5,486	5,387	4,363



平成27年3月 鳥取県と鳥取労働局で「鳥取県雇用対策協定」を締結。
新たに「ふるさとハローワークにおける雇用保険業務の段階的実施」を追加

平成27年7月 施設をリニューアル、雇用保険業務開始(全国初)

<課題>一部、地域住民の利便性が向上するも・・・

- 雇用保険関係の手続を約20km離れたハローワーク米子まで通うことなく、境港市内で手続可能となり、利便性とワンストップサービスが充実。
(平成27年8月利用実績: 約200人)
- 一方で、職業訓練の受講指示は、相変わらずハローワーク米子でしか受けられず、**利用者目線での改善は不十分**。



ハローワークの地方移管から地方創生へ

➤ **産業政策と一体化した雇用政策の展開**

➤ **就職相談から職業紹介までのワンストップ支援**

➤ **生活支援などトータルで必要な支援**

➤ **身近な場所での継続的支援**

地域における魅力ある多様な就業機会の創出

地域社会を担う多様な人材の確保

誰もが豊かで安定的な生活を営める社会の形成

地方創生の実現

ILO第88号条約は地方移管の支障とはなりえない

ILO第88号条約との整合性

国は、ILO第88号条約は「国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系」を求めており、地方への事務移管は条約違反となる、というが…

◎職業安定組織の構成に関する条約(ILO第88号条約) (抜粋)

第一条

1 この条約の適用を受ける国際労働機関の加盟国は、無料の公共職業安定組織を維持し、又はその維持を確保しなければならない。

2 (略)

第二条

職業安定組織は、**国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関**の全国的体系で構成される。

第三条

1 その体系は、当該国の各地理的區域について十分な数であつて使用者及び労働者にとって便利な位置にある地区職業安定機関及び適当な場合には地方職業安定機関の網状組織から成る。

2 (略)

反論

- 「**国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関**」は国の機関に限定されない。
- 国が全国統一基準を設計し、法に基づき地方に助言・勧告、是正指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能！
- **現に他の条約批准国において、職業紹介を地方移管・民間委託している例がある。**
【デンマーク】地方移管、【オーストラリア】民間委託、【ドイツ】公民併存

- ⇒
- ◆ 条約は国の機関でなければ職業紹介できない趣旨ではなく、現行制度の下でも地方移管は十分可能。
 - ◆ 国はこうした現実にも目を向け、地方移管に向けた建設的な議論を進めるべき！

【デンマーク】 ジョブセンターの地方移管

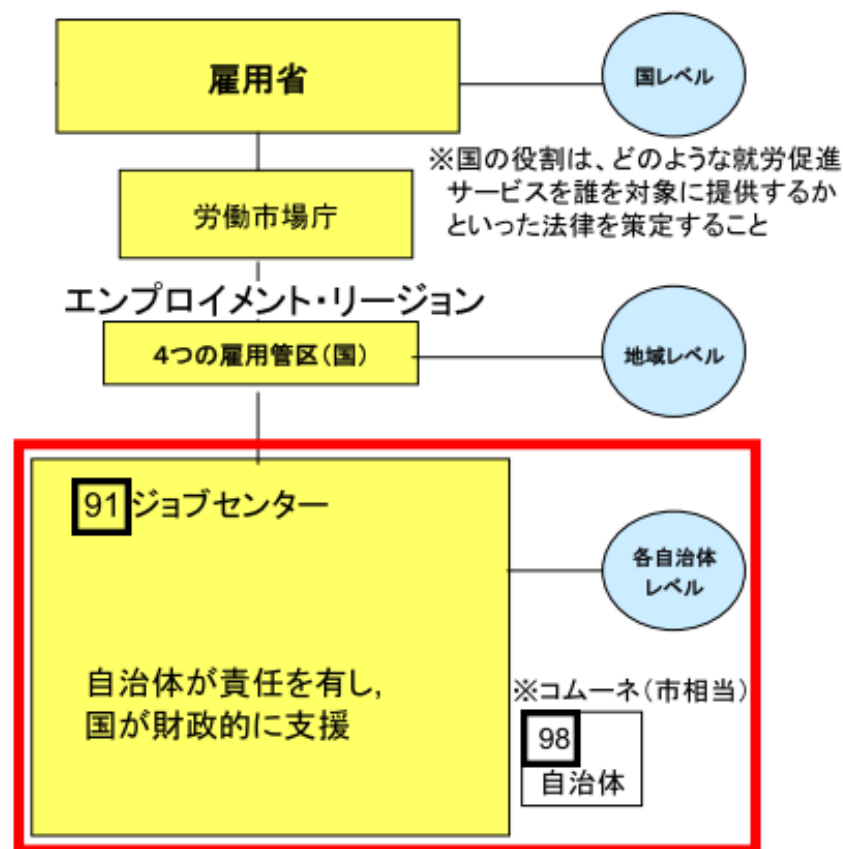
デンマークにおける自治体改革

- 2006年末まで、デンマークの地方自治体は14のアムト(amter; 県に相当)及び 271のコムーネ(kommuner; 市に相当)に分類されていた。
- しかし、規模が小さすぎ、公共部門における事務配分が不適切であったため、自治体改革が行われ、2007年1月より、アムトを5つのレギオナ(regioner; 広域行政機構)に、コムーネを98に再編。
- この見直しに併せて、国・市の業務分担が見直された。

ジョブセンターの地方移管

- これまでは、同じ職業紹介機関の役割を果たす組織として、国による 56 箇所のジョブセンターと、市による 275 のジョブセンターがあった。
- 2009年にジョブセンターは、市の業務として統合され、現在では、98 の自治体に 91 のジョブセンターが設置され、それぞれ、職業紹介、アクティベーション(就労促進)サービスを実施。

出典:内閣府パーソナル・サポート・サービス検討委員会(第3回)資料



【オーストラリア】就職支援サービスの民間委託

オーストラリアにおける就職支援サービスの民間委託の経緯

出典：内閣府ハローワークとILO条約に関する懇談会第2回懇談会資料

- 以前は、政府の公共職業紹介所(CES: Commonwealth Employment Service)が、失業給付サービスと併せて、就職支援サービス(職業訓練、職業紹介、集中支援サービス)を実施していたが、1998年から、**就職支援サービスの提供主体を競争入札により選定する仕組みに移行**。
- これにあわせ、CES が実施していた就職支援サービスをEmployment National (EN 社、政府全額出資の会社)に移行。
- EN 社は、当初、入札対象事業の3割以上を獲得したが、その後、競争力を失い赤字経営が続いたため、政府の方針によって2003年に閉鎖され、その結果、**政府の就職支援サービスはすべて民間委託により実施**されることとなった。

現在の制度運用

- 現在、就職支援サービスに関して、**落札した100近くの事業者(民間、NPO、宗教団体、地方自治体等など)が合計で約1,100か所以上の職業紹介所を運営**。
- 落札業者が全体でジョブ・ネットワーク(Job Network)を構成し、長期失業者に重点を置いた職業紹介、求職法指南、就職困難者への集中的支援、起業支援事業を行う。
- 失業手当受給者はまずセンターリンク(Centrelink)に登録し、民間職業紹介業者が紹介される。業者が紹介に成功すれば、政府はサービスに対する代金を業者に支払う仕組み。政府が支払う料金は求職者の就職困難度に比例する。

【ドイツ】 職業紹介サービスの官民併存

ドイツにおける職業紹介の民間開放の変遷

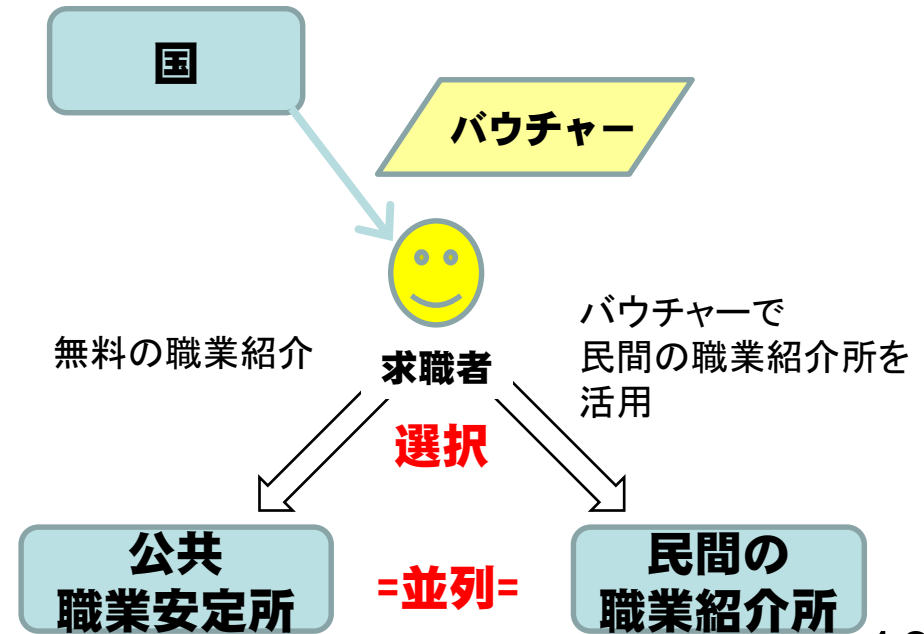
- 職業紹介の分野では、1990年代中頃から段階的に民間活用を開始。
- 官はこの分野における独占をやめ、一例として、求人情報のデータベースを民(含む個人)に広く公開、共有(自宅からインターネットで閲覧可能)している。

出典：内閣府ハローワークとILO条約に関する懇談会第2回懇談会資料

時期	内容
1994年8月	• 職業紹介業務を民間に開放(許可制)
1998年1月	• キャリア相談業務を民間に開放
2002年4月	• 職業紹介業に係る許可制を廃止 • 職業紹介バウチャー制を導入
2003年1月	• 民間の職業紹介機関への補助金導入 • 雇用関連サービスの民間委託開始

職業紹介バウチャー制度

- 2002年から導入した「**職業紹介バウチャー制度**」では、**一定の水準を満たす求職者に官がバウチャーを渡し、民間の紹介所を活用する仕組み**。求職者が就職すると成果報酬を民間に支払う。
- **公的紹介機関とバウチャーが並列して存在**し、求職者の就職率で間接的な官民競争が実施されている。



地方においてこそ迅速・機動的な雇用対策の実行が可能

国は雇用情勢の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行うには、国の統一的な指揮命令系統の下で全国一斉に対応することが必要というが……

➡ **むしろ地方の方が情勢に応じた臨機応変な対応が可能**

鳥取県における取組例

経済対策のための臨時議会開催状況

年度	議会	議決日	主な補正予算の内容(単県)
20	1月臨時議会	H21.1.27	ふるさとハローワークの設置 制度融資に借換枠創設
21	1月臨時議会	H22.1.29	制度融資の融資枠拡大 正規雇用創出奨励金
24	2月臨時議会	H25.2.15	経済対策としての単県公共事業
25	2月臨時議会	H26.2.12	企業立地補助金の嵩上げ 制度融資メニューの拡充
26	2月臨時議会	H27.2.5	制度融資メニューの拡充

※その他、議会の度に年間を通じて適時・適切に補正予算を編成

年末年始の相談窓口の開設

※行政機関等が業務を停止している
年末に総合相談窓口を開設

対象: 離職者、求職中の者、生活困窮者、
資金繰りで困っている中小企業者

会場: 県内東・中・西部に各1箇所

相談内容: 職業相談、
生活福祉資金貸付等の相談、
生活保護相談、
公営住宅入居相談・情報提供、
制度融資案内

**国は雇用情勢等に即応した国会の開催は
難しく、機動的に動けない。(国会が開
かれない限り予算も法令も決まらない)**

➡ **県的意思決定は極めてスムーズ!!**

国の指摘は、地方移管の支障となり得ない!

**ハローワークの地方移管の
早期実現を!!**

ハローワークの地方移管の今後の検討に向けて

ややもすると「ハローワークの地方移管」 → 「国と地方の権限争い」

国

地方との連携を強化(一体的実施・特区)

地方

ハローワークの地方移管

目的は
同じ

最高水準の雇用労働行政サービスをいかにして提供するか

広く国民的議論の喚起を!

求められる視点

- **利用者目線**
 - 実際に職を求めている人、人を求めている企業にとって最善の方策は何か
- **合理性の追求**
 - 地域に密着した産業政策、雇用政策とハローワークが一体的に運用された方が合理的ではないか
- **国と地方の役割分担のあり方**
 - 雇用労働行政の主体はどこが担うべきか
 - 住民に身近な行政はより住民に近い主体が担うのが地方分権の理念ではないか

(参考)ハローワークをめぐる国・地方の対応

H20.12. 8 地方分権改革推進委員会第2次勧告

- ・地方自治体が行う無料職業紹介を、国に準ずるものとして法律上位置付け
- ・ハローワークのシステム・端末を地方の職員が利用

H22. 7.15 全国知事会報告書「国の出先機関原則廃止に向けて」取りまとめ

- ・最重点分野としてハローワークの早期移管を要請

H22.12.28 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」閣議決定

- ・国の職業紹介等の事務と地方の福祉相談等の事務を、自治体主導の下、一体的に実施することを可能に（自治体からの特区提案にも誠実に対応）
- ・国と地方の事務の一体的実施を3年程度行い、その成果と課題を検証し、権限移譲を検討

H23.6 一体的実施開始

H24.10. 1 ハローワーク特区開始(埼玉県・佐賀県)

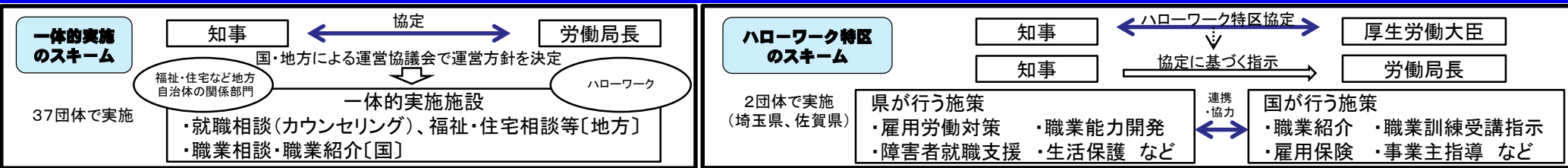
- ・協定に基づき、知事は労働局長に必要な指示をすることが可能

H26.9 ハローワーク求人情報のオンライン提供開始

H27. 1.30 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定

- ・一体的実施、ハローワーク特区、求人情報のオンライン提供の取組など、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。
- ・以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。

(参考)一体的実施、ハローワーク特区の成果



一体的実施の成果

ワンストップ支援

①就職相談から職業紹介まで一貫したサービスの提供

〔⇒全37団体が実施〕

- ◆利用者一人一人の状況に応じたきめ細かなカウンセリングを行い、職業紹介まで一貫したサポート

②生活・子育て支援等求職者に対する総合的な支援の提供

〔⇒21団体が実施〕

- ◆退職後の生活困窮者に、住居確保・生活資金等の相談や職業相談・職業紹介を同一コーナーで実施

利用者に身近な施設

③身近な場所における継続的な支援の実施

〔⇒29団体が駅近近地で実施、18団体が託児サービス〕

- ◆女性が利用しやすい環境づくりに取り組んだ結果、子供同伴の利用者が3割以上に

産業政策と連携

④産業政策と連携した雇用政策の実施

〔⇒4団体が中小企業の人材確保支援等を実施〕

- ◆求職者の特性に沿った企業説明会を年200回以上開催
- ◆専門性を有する高齢者と県内企業をマッチング(登録1,346人、就職決定779人)

ハローワーク特区の成果

一体的実施と同様の成果に加え、以下の成果も

①意思疎通・調整の円滑化、国・県のサービスの融合促進

- ◆人事交流により協議等が円滑化(→3か月以内の早期就職支援サービス導入等)

②就職相談から紹介まで同一職員による対応

- ◆指示権の行使により、就職相談から職業紹介まで同一相談員による支援を実現

③国・県を通じたルール統一の実現

- ◆国・県の受付一本化、情報共有等で円滑なサービスの提供

④県側による就職実績の把握

- ◆利用者情報をデータベース化し、リアルタイムで状況把握が可能

地方移管の効果

を実証

(参考)一体的実施、ハローワーク特区等の課題

一体的実施の課題

国と地方自治体の寄合所帯で、
地方自治体の意向が十分に反映されない

〈特区〉で一定
の改善あったが

ハローワーク特区の課題

地方自治体の意向の反映には限界

①ルール統一や意思疎通・調整が円滑に進まない

〔10団体〕

- ◆国側と県側で利用者情報の共有不十分、利用者が説明に二度手間

②ハローワークの就職実績の把握が県側では困難

〔14団体で就職人数のみ〕

- ◆進捗管理に必要な就職者の年齢等の詳細情報は、国から提供されない

③国側サービスの拡大が進まない

〔13団体で拡大希望〕

- ◆雇用保険や職業訓練の手続きは、改めてハローワークに足を運ばなければならない

①都道府県知事の指示権には限界 (法令・予算・定数の壁)

- ◆利用者の増減等に応じた職業紹介コーナーの職員体制の柔軟な変更は実現困難(定数変更が必要)
- ◆県の意向による職業紹介までの一貫した支援は実現困難(国から県に職業紹介業務の移管が必要)

②新たな業務に対する都道府県労働局の判断や対応には限界 (予算を伴う職員体制の変更等は困難)

- ◆開所時間の延長を求めたが、現職員体制で運用可能な範囲内の延長に留まる

オンライン提供の要改善点

①提供される求人情報の数・内容に制約がある

- ◆オンラインで地方に提供される求人情報件数は全体の半分程度マッチングに必要な情報が十分に提供されない(求人事業所情報等)

②地方が独自に開拓した求人情報が反映されない

- ◆地方が独自に開拓した求人情報がハローワークの求人情報システムに反映されない

特区でも限界...地方移管で解決可能

(参考)地方移管が実現するまでの対応

ハローワーク地方移管が実現するまでの間は、一体的実施、ハローワーク特区等の一層の充実を

①一体的実施、ハローワーク特区の実施期間の延長

◆ハローワークの地方移管が実現するまでの間、取組を継続するべき。

②ハローワーク特区の実施箇所拡大

◆手挙げ方式による実施箇所の拡大、県内1か所に限定せず複数又は県域全体のハローワークでの実施ができるようにするべき。

③国の意思決定の迅速化

◆利用者の立場に立った運営の改善などの地方自治体からの提案に迅速に対応するべき。

④一体的実施におけるハローワークの就職実績の情報提供

◆就職決定者の男女、年代等属性別人数や個人別の就職状況などの詳細情報を毎月速やかに地方に提供するべき。

⑤一体的実施における国の就職に関するサービスの更なる拡大

◆雇用保険、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付も加えるべき。また、正規職員配置が困難な場合、インターネットを活用した遠隔での受付やハローワークOBの嘱託職員等の配置も検討するべき。

⑥ハローワーク特区の内容充実

◆実験的な取組や地域事情を背景とした提案であれば、既存の法令・予算の変更などを伴う取組も含め、試行できるようにするべき。